

(パートタイム会計年度任用職員用)

勤務条件通知書

所在地 さいたま市浦和区常盤6-4-4
任命権者 清水 勇人

1 任期	<ul style="list-style-type: none">令和6年6月1日から令和6年9月30日まで (採用から1月間は条件付採用期間とする。採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合は、勤務日数が15日に達するまで延長する。)年度内更新予定 (<input checked="" type="radio"/> 有) ・ 無) 有の場合 令和6年10月1日から令和6年10月31日 ※年度内の更新は、別途任用している家庭児童相談員の育児休業取得状況により1か月毎に更新する。なお、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断する。同一の職務内容の職が設置された場合の再度の任用予定 (有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無) ※ 無の場合でも、改めて公募し、選考の結果採用することはあり得る。
2 勤務場所	桜区役所健康福祉部支援課 (3階こども家庭センターさくら内) (さいたま市桜区道場4-3-1)
3 職務内容	家庭児童相談員として、家庭における児童の福祉について、相談指導業務を行う。
4 勤務日	週4日 (月曜日～金曜日のうち4日間)
5 勤務時間、休憩時間、所定時間外労働の有無	<ul style="list-style-type: none">午前9時00分から午後5時00分まで休憩時間60分所定時間外労働の有無 (有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無)
6 勤務を要しない日	<ul style="list-style-type: none">定例日 毎週土曜日、日曜日、国民の祝日、1月2日、1月3日、12月29日から31日まで非定例日 1週当たり1日 (詳細は、管理監督者が別途定めます。)
7 休暇	<ul style="list-style-type: none">年次有給休暇 2日その他の休暇 有給 (出産休暇、結婚休暇、忌引休暇等) 無給 (病気休暇、介護休暇等)
8 報酬	<ul style="list-style-type: none">時給1,310円 (地域手当に相当する報酬を含む。)費用弁償 (通勤手当相当分) あり
9 募集期間	令和6年4月18日から令和6年5月10日まで
10 受験資格	<ul style="list-style-type: none">次の(1)、(2)、(3)の全ての要件を満たす人 (1) 次のいずれにも該当しない人 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年

	<p>を経過しない人</p> <p>ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>(2) 人格円満で社会的信望があり、かつ、健康で家庭児童の福祉増進に熱意を持ち、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>イ 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者</p> <p>ウ ア及びイに準ずる者であって、相談員として必要な学識経験を有する者</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する者</p> <p>ア 周囲と協調して仕事ができること。</p> <p>イ 明るく積極的に業務に取り組む意欲があること。</p> <p>ウ パソコン（Excel、Word）の操作ができること。</p>
<p>11 退職に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任期が満了した場合は、当然に退職する。 ・ 自己都合退職の手続 （退職する日の1月前までに所属長に届け出ること。） ・ 免職の事由 次の事由に該当する場合は、免職とすることができる。 1 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められる場合 2 勤務状態が不良である場合又は職員としてふさわしくない行為があった場合 ・ 定年制（無）
<p>12 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険の加入 <input checked="" type="radio"/>有・無（厚生年金 健康保険） ・ 雇用保険の適用 <input checked="" type="radio"/>有・無 ・ 災害補償 労災・<input checked="" type="radio"/>条例適用 ・ その他の事項は、本市の条例、規則等に定めるところによる。

<問合せ先>

さいたま市桜区役所健康福祉部支援課

こども家庭総合相談係

担 当：福井

電 話：048-856-6170

F A X：048-856-6279